

## 川口市社会福祉施設キャリアアップ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 市は、民間社会福祉施設の職員の資格取得や処遇技術の向上を支援し、福祉人材の定着化をすすめるため、社会福祉施設におけるサービスの向上を図るため、施設が職員の資格取得費用や研修費用を負担した場合に、その費用の一部について、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年5月1日規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象施設)

- 第2条 補助対象施設は、市内に所在し、社会福祉法人が設置する社会福祉施設等であり、別表1に掲げる施設とする。
- 2 前項の施設のうち、保育所は、学校法人及び特定非営利活動法人が設立した施設についても対象とし、幼保連携型認定こども園は、学校法人が設立した施設についても対象とする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体が行う事業は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

### (補助対象事業、補助額及び限度額)

- 第3条 この補助金は、年度内に実施した別表2の1から3に掲げる事業を対象とする。ただし、研修費用の支出先が申請法人となる研修については対象外とする。
- 2 事業ごとの補助金額は別表2に掲げる補助率等欄によるものとし、限度額は限度額欄の額とする。

### (申請書)

- 第4条 規則第5条第1項に定める交付の申請は、様式第1号によるものとする。
- 2 規則第5条第1項に定める申請書の提出期限は、市長が別に定める。
- 3 規則第5条第1項第5号に規定する、市長の定める事項に係る添付書類は、パンフレット等、事業の内容及び対象経費の内訳が確認できる書類とする。
- 4 規則第5条第1項第3号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。
- 5 交付決定後の事業について変更があった場合は、様式第2号により変更交付申請を行うものとする。

### (交付決定)

- 第5条 規則第8条の交付決定通知の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 2 前条第5項の規定による変更交付決定は、様式第4号により申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第6条 この補助金は精算払いで交付する。

(実績報告)

第7条 規則第11条に定める実績報告は、様式第5号によるものとする。

2 規則第11条に定める実績報告書の提出期限は、事業終了後1か月以内若しくは毎年度3月31日の早い方の日までとする。

3 規則第11条に定める実績報告書には、対象経費を支出したことが確認できる書類、対象職員が講習に参加したことが確認できる書類を添付するものとする。

(交付確定)

第8条 規則第12条の交付確定通知の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

【別表 1】（第 2 条関係）

	関係法令	施設種別
(1)	児童福祉法	母子生活支援施設 保育所
(2)	生活保護法	救護施設 更生施設 授産施設
(3)	老人福祉法	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム
(4)	売春防止法	婦人保護施設
(5)	社会福祉法	社会事業授産施設
(6)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園

- ・（１）の施設のうち保育所は、学校法人及び特定非営利活動法人が設立した施設についても、対象とする。
- ・（６）の幼保連携型認定こども園は、学校法人が設立した施設についても、対象とする。

【別表2】（第3条関係）

補助対象事業及び限度額

事業名	対象経費	補助率等	限度額
1 職員の業務上必要な専門資格の取得	資格取得に係る講習費	1 / 2	20万円
2 基幹職員の養成・職員のスキルアップ	研修費	10 / 10	10万円
3 その他市長が適当と認めるキャリアアップ事業	介護職員初任者研修等に係る費用	10 / 10	1人当たり 10万円